

「輸血療法の実施に関する指針」の改正について

令和元年9月13日
厚生労働省医薬・生活衛生局
血液対策課

改正の要点

1. 個別 NAT 導入後の輸血用血液製剤の HBV, HCV, HIV の感染リスクの低下を踏まえた見直し
 - 個別 NAT 導入などによる安全性の向上により、輸血からの当該ウイルスの感染リスクは極めて低くなっていることを踏まえ、現行指針の記載を見直す。
 - 輸血時の検体の保存については、遡及調査のため、維持する。
2. 研究班の報告を反映
 - 赤血球製剤の所定の温度外での取り扱いについて変更する。
 - 輸血有害事象については、科学的根拠に基づいたガイドラインを参考として追記する。
 - 小児の検査について、最新の知見を参考に追記する。
3. 安全な輸血療法の実施体制を構築するための見直し
 - 輸血業務の全般について実務上の監督及び責任をもつ輸血責任医師が、輸血実施手順書を作成することを明記する。
4. その他
 - 用語の整理、記載の重複の削除などの記載の整備。
 - 「遡及調査ガイドライン」について、「輸血療法の実施に関する指針」の引用部分に当該指針の改正内容を反映させる。

改正時期

令和元年度内を予定する。